

※本資料は協議中であり確定したものではない(1月26日現在)。主な論点は別紙のとおり。

## 国家戦略特区農業支援外国人受入事業スキーム(案)

### 農業の国際競争力の強化

#### 適正受入管理協議会

関係自治体

地方農政局、地方入国管理局、都道府県労働局、  
内閣府地方創生推進室等

確認の申請、  
報告

基準適合  
性の確認

巡回指導  
監査

巡回指導  
監査

苦情  
・  
相談

#### 特定機関

・労働者派遣法の許可を受けるなどの要件を満  
たした事業者 (派遣タイプ)

・一定の要件を満たした農業経営体等  
(直接雇用タイプ)

農業支援活動に係る労働者派遣契約

労働者派遣法に違反することがないように適切に配慮

#### 派遣先

農業経営体等

農業  
経営体

農業  
経営体

農業  
経営体

農業  
経営体

苦情  
・  
相談

雇用契約

指揮命令は派  
遣先に帰属

農業支援活動

(生産、出荷・調製、加工等)

農業支援外国人〔在留期間は調整中〕  
(技能実習(農業)修了者又は大学(農業系学部)卒業者等)

※ 日本人と同等額以上の報酬額等の要件を想定。労働基準法上の取扱いは、原則、日本人と同等。ただし、過重労働への配慮措置を要検討。

農業支援外国人材受入事業（仮称）に係る主な論点について

1. 3省で合意に達した事項

○事業の目的

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業の目的を法に規定

○制度目的に沿った受入れの確保

目的に沿った受入れが行われるように、必要な措置を指針に規定

○特定機関の確認

特定機関が基準の適合性について適正受入管理協議会に確認の申請をし、適正受入管理協議会が確認

2. 3省で引き続き具体的な検討を要する論点について

- ・ 特定機関（直接雇用を行う農業経営体等、派遣元事業主）の要件
- ・ 派遣先（農業経営体等）の要件
- ・ 外国人の技能レベル（日本語能力を含む）及び活動内容
- ・ 外国人の労働条件（賃金水準、労働時間等）
- ・ 適切な管理監督体制の構築（巡回指導・監査実施方法、適正な送出し確保策等）
- ・ 失踪防止対策
- ・ 技能実習新法に基づく技能実習制度との関係整理

## 農業支援外国人材受入事業(仮称)における家事支援人材受入スキームとの相違点等について

家事支援人材受入スキームと異なる項目	異なる項目を検討している理由	家事支援の規定先等
事業の目的を法に規定	特区法の目的である国際競争力の強化に資するものとして、農業の成長産業化を進めるものであり、単なる人手不足解消のための外国人受入れではないことを明確にするため	なし
農林水産省の出先機関である地方農政局の役割	農業は地域により特性が異なることから、地域農業の実情に即した行政を行っている地方農政局が地域農業の成長産業化のための外国人材受入れの適正な実施を確保するため適正受入管理協議会の構成員として参画(指針で規定することを想定)	第三者管理協議会 は指針で規定
受入方法 ①派遣形態	農業経営体の一時的な労働力需要に適切に対応するとともに、農業経営体が指揮命令する方がより作業の効率化が図られるため	請負
受入方法 ②直接雇用	通年雇用が可能で経営発展が見込まれている農業経営体において、部門責任者を任せられる専門知識を有する外国人材需要等に対応するため	
労働条件の確保(労働時間)	農業分野の労働者については、労働基準法の労働時間や休日等の規定の適用除外となっており、過重労働への配慮が必要であるため(指針で規定することを想定)	外国人を雇用する際の講ずべき措置は指針で規定